

# 令和3年度ユネスコ創造都市オンライン等交流事業運営業務仕様書

## 1 業務名称

令和3年度ユネスコ創造都市オンライン等交流事業運営業務

## 2 業務期間

契約日【令和3年（2021年）7月上旬を想定】から令和4年（2022年）3月1日まで

## 3 背景・目的

札幌市は2013年に、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）からデジタル技術などテクノロジー（科学技術）を活用する新しい芸術表現を中核に、創造産業の振興や地域課題の解決を目指す「メディアアーツ創造都市」に認定され、啓発イベントの実施、作品制作支援や創造人材の育成、及びユネスコ創造都市（以下UCCNという）とのネットワーク強化に取り組んでいる。

本業務は、コロナ禍においてもオンライン等を活用しUCCN国内および海外との交流事業を継続する取組であり、他都市における優良事例の共有と、メディアアーツ都市札幌の認知度向上に寄与することを目的とする。

## 4 業務の概要

### (1) UCCN国内都市との共催事業の開催

以下3事業を開催するものとする

- ア UCCN音楽都市浜松市とのオンラインによる学生音楽交流
- イ UCCN国内都市との図書情報館における選書棚企画・制作
- ウ UCCN国内都市とのオンライントーク企画・運営

### (2) UCCN国外都市との共催事業に係る有識者の選定および派遣

UCCNメディアアーツ都市との共同制作である公募事業City to City「PLAY!」における有識者の選任およびオンライン会議およびオンラインワークショップへの派遣

## 5 業務の内容

### (1) -ア UCCN音楽都市浜松市とのオンラインによる学生音楽交流

#### 主な業務

- ① 企画（テーマ・内容設定）、学校側との調整
- ② オンライン交流実施に係る運営一式  
（会場手配・設営、支援スタッフ配置、撤収等、円滑な実施に必要な一切の作業）
- ③ 映像・写真記録、およびUCCN国内加盟都市で運営するInstagramへの記事作成、レポートの作成

#### 趣旨・目的

・札幌市と浜松市は「音楽文化都市交流宣言」を締結し、音楽文化の振興に寄与することを目的とし、様々な音楽文化交流事業を実施している。今年度はコロナ感染症拡大時でも実施可能であるオンライン交流を実施する。

#### スケジュール・構成

・提案事項とする。さっぽろアートステージ2021におけるスクール音楽祭（11/14）との連携を意識し、スクール音楽祭当日までにオンライン交流を実施するよう調整すること。

・日程は土日・祝日、学校休業期間、平日課外時間など、参加者の都合を考慮し設定すること。

#### **開催手法（場所）**

・提案事項とする。浜松市とはオンライン交流とするが、札幌選定校については学校側と調整のうえ、録音、撮影に適切な会場の手配および新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を適切に行うこと。

### **（1）－イ UCCN 国内都市の図書情報館における選書棚企画・展示**

#### **主な業務**

- ① 企画（テーマ・内容設定）、各都市の加盟分野に沿った本の選定
- ② 選書棚の作成に係る運営一式  
（図書情報館との調整、設営、デザイン、選書棚造作等円滑な実施に必要な一切の作業）
- ③ 写真記録、および UCCN 国内加盟都市で運営する Instagram への記事作成、レポートの作成

#### **趣旨・目的**

・2018年にオープンした WORK・LIFE・ART の3分野の図書や情報を提供する閲覧専門図書館において、ユネスコ創造都市国内都市のそれぞれの加盟分野に関する広報を目的とし、各都市から提供を受けた書籍や小規模作品の展示を行う。

#### **内容・スケジュール**

- ・各加盟都市からの選書については1都市最低3冊以上とし、委託者と調整のうえ決定すること。
- ・選書棚のデザインは提案事項とするが、各都市の象徴的な写真等を配置し、12月に実施する  
（1）－ウまでに完成させること。
- ・委託者および図書情報館と調整のうえ、12月中の最低2週間の選書棚展示を行う。

#### **場所**

札幌市図書情報館1階スペース

### **（1）－ウ UCCN 国内都市とのオンライントーク企画・運営**

#### **主な業務**

- ① 企画（テーマ・内容設定）、国内加盟都市からの講師選定および調整
- ② オンライントーク実施に係る運営一式  
（会場手配・設営、支援スタッフ配置、撤収等、円滑な実施に必要な一切の作業）
- ③ 映像・写真記録、および UCCN 国内加盟都市で運営する Instagram への記事作成、レポートの作成

#### **趣旨・目的**

・（1）－イの選書棚展示の関連事業として、有識者によるオンラインによるトークイベントを行う。創造都市ネットワーク日本・ユネスコ創造都市ネットワーク加盟都市との連携を想定し、札幌と相手方都市それぞれの優良事例や知見を交換できる枠組みを目的とする

#### **内容**

- ・参加都市と調整のうえ、講師を全員で3名選定し、オンラインにより90分程度のトークセッションを行う
- ・トーク内容は提案事項とするが、「創造教育」を含めたテーマとし、対象は行政・団体職員、地域のコミュニティづくりに従事する市民向けとする。

### スケジュール・構成

- ・提案事項とする。12月に図書館にて実施する（1）-イ の選書棚との連携を考慮すること

### 開催手法（場所）

- ・提案事項とするが、オンラインを活用し収録はSCARTSもしくは図書館とすること。

## （2） UCCN 国外都市との共催事業に係る有識者の選定および会議、ワークショップへの派遣

### 主な業務

UCCN メディアアーツ都市との共同制作である公募事業 City to City 「PLAY！」  
[https://www.city.sapporo.jp/kikaku/creativecity/uccn/member\\_cities/20210630/coproduction.html](https://www.city.sapporo.jp/kikaku/creativecity/uccn/member_cities/20210630/coproduction.html)における有識者の選任およびオンライン会議およびオンラインワークショップへの派遣

- ① 有識者候補の提案および会議、ワークショップへの派遣に係る調整
- ② 有識者に対する報酬の支払
- ③ レポートの作成

### 趣旨・目的

UCCN メディアアーツ都市との共同制作である公募事業 City to City 「PLAY！」ではメディアアーツ創造都市の国際連携により、不確実な時代における持続可能な開発の原動力としての芸術と創造性を支援することを目的とする。2021年は第2回目を迎え、各都市からの候補者はオンラインワークショップを通じ相手方都市とペアを組む予定。

### 有識者・役割について

- ・公募事業 City to City 「PLAY！」の内容を熟知のうえ、札幌候補者に対して芸術的見地および国際的見地から助言およびサポートができる、海外とのオンラインでの英会話能力を有する有識者を提案すること。

### 内容・スケジュール

- ・7月中旬までに選定した有識者と日程調整を行い、8月のワークショップ前までに札幌候補者とのミーティングを3回実施すること（1回あたり2時間）。8月中4回（8/3、8/10、8/17、8/27を予定）行われるワークショップ（言語：英語、日本時間22:00から2時間程度）への参加および関係者へのフィードバック、付随して行われるUCCNメディアアーツ都市会議へのオンライン参加（言語：英語、9月~12月まで合計5回、日本時間22:00から1回あたり2時間）。

## 6 提案を求める事項

- （1）業務運営体制
  - ・人員体制
  - ・全体業務スケジュール
- （2）上記5（1）-ア、イ、ウ、の要件に従い、オンライン交流等企画運営の案一式を提案すること。
- （3）上記5（2）の要件に従い、適切な有識者を選定し、会議、ワークショップへの派遣一式を提案すること。
- （4）その他

- ・ 独自提案（上記5(1)-(2)以外に事業費の範囲で事業効果を高める提案があれば、任意で行う）
- ・ 積算（業務の一式を対象に、項目ごとに内訳を作成すること）

## 7 特記事項

- (1) 受託者はスケジュールについて委託者と十分打ち合わせの上、作業すること。
- (2) 受託者は業務の実施にあたり、委託者の指示のもと、必要な準備、資料の作成、事前の打ち合わせを行うこと。なお、資料を作成する場合は、図化するなど、分かりやすいものとする。
- (3) 受託者は常に業務の進捗管理を行うとともに、その状況について委託者に報告をすること。
- (4) 本業務履行に当たり、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理する。
- (5) 受託者は、成果物が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に札幌市に無償で譲渡する。
- (6) 受託者は、委託者及び委託者が指定する第三者が成果物を公共の目的に資する広報活動等に利用する場合には、著作権法（昭和45年法律48号）第18号から第20号に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。
- (7) 受託者は、成果物等が第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを委託者に対して保証することとする。なお、成果物の作成にあたり使用する音楽、映像、写真、文章等が受託者以外の第三者の著作物に該当する場合には、引用などの例外を除いて、受託者が当該第三者から承諾を得ることとし、当該第三者と札幌市との間に著作権法等上の紛争が生じさせないこととする。
- (8) 成果物に含む記録写真・映像の撮影に当たっては、札幌市の記録・広報目的で使用することを説明したうえで、肖像権について参加者の了承を得ておくこと。
- (9) 本業務に関し、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- (10) 本業務に関連して得られた個人及び企業情報等の全てについて、札幌市及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供あるいは情報を提供することを禁ずる。但し、第三者に提供する場合であらかじめ札幌市の承諾を得たものについては、この限りではない。
- (11) 本業務の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。業務遂行上本業務の一部を再委託する必要がある場合は、あらかじめ申請すること。なお、再委託を行うことが不相当と認められる場合、再委託を承認しないことがある。
- (12) 本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令等の各規則を遵守すること。
- (13) 札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

## 8 実施報告等

受託者は本業務終了後、委託期間満了日までに完了届及び事業全体の実施内容、写真、結果等を取りまとめた実施報告書を提出すること。実施報告書は紙媒体（2部）のほか電子媒体も併せて提出すること。